

## 学費等納入金の納付について

### 1. 納入期限について

|         | 前期                   | 後期           |
|---------|----------------------|--------------|
| 納入期限    | 4月30日                | 10月31日       |
| 納付書送付時期 | 3月下旬予定               | 9月中旬予定       |
| 通知先     | 日本人                  | 学費負担者（保証人）住所 |
|         | 留学生                  | 学生本人住所       |
| 問い合わせ先  | 経理課 TEL:076-229-6007 |              |

#### 【注意事項】

- ①2022年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、納入期限を前期は6月30日、後期は12月31日に延長しています。
- ②日本学生支援機構の給付奨学生は、支援区分認定後に納付書を送付しますので、上記よりも送付時期が遅くなります。
- ③休学願を提出した場合は、休学許可後に納付書を送付します。

### 2. 未納者について

学費等納入金の滞納に係る督促は、郵送やメールで以下のとおり行います。

|         | 前期（2022年度）     | 後期（2022年度）         |
|---------|----------------|--------------------|
| 納入期限    | 4月30日（6月30日）   | 10月31日（12月31日）     |
| 督促：第1回目 | 5月10日頃（7月10日頃） | 11月10日頃（1月10日頃）    |
| 督促：第2回目 | 6月5日頃（8月5日頃）   | 12月5日頃（2月5日頃）      |
| 通知先     | 日本人            | 学費負担者（保証人）住所及び学生本人 |
|         | 留学生            | 学生本人               |

#### 【注意事項】

- ①2回の督促を受けてもなお、正当な理由なく、学費等納入金を納めない場合は、学則により退学処分の対象となりますので十分注意してください。

### 3. 延納・分納について

特別な事情（経済的理由及び不慮の事故、災害など）で、納付期限までに納付することができない場合は、納付期限までに延納・分納願を提出し、学長の許可を得てください。

|            | 前期（2022年度）   | 後期（2022年度）             |
|------------|--------------|------------------------|
| 延納・分納願提出期限 | 4月30日（6月30日） | 10月31日（12月25日）         |
| 延納・分納納付期限  | 8月31日        | 2月末日<br>卒業年次は1月31日     |
| 問合せ・提出先    | 薬学部          | 薬学学務課 TEL:076-229-6161 |
|            | 薬学部以外        | 学生課 TEL:076-229-6000   |